

(お知らせ)

令和5年1月20日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和5年1月30日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される施設

(1) 陸上自衛隊

- ・ 名寄駐屯地
- ・ 上富良野駐屯地
- ・ 美唄駐屯地
- ・ 北千歳駐屯地
- ・ 静内駐屯地
- ・ 弘前駐屯地
- ・ 八戸駐屯地
- ・ 岩手駐屯地
- ・ 大和駐屯地
- ・ 秋田駐屯地
- ・ 福島駐屯地
- ・ 郡山駐屯地
- ・ 宇都宮駐屯地
- ・ 下志津駐屯地
- ・ 横浜駐屯地
- ・ 松本駐屯地
- ・ 駒門駐屯地
- ・ 豊川駐屯地
- ・ 大津駐屯地
- ・ 大久保駐屯地
- ・ 川西駐屯地
- ・ 青野原駐屯地
- ・ 姫路駐屯地
- ・ 日本原駐屯地
- ・ 松山駐屯地
- ・ 飯塚駐屯地
- ・ 小郡駐屯地
- ・ 久留米駐屯地
- ・ 相浦駐屯地
- ・ 相浦駐屯地崎辺分屯地
- ・ 竹松駐屯地
- ・ 湯布院駐屯地
- ・ 桜森高射教育訓練場
- ・ 祝梅高射教育訓練場
- ・ 名寄高射教育訓練場（内淵地区）

(2) 海上自衛隊

- 舞鶴海上訓練指導隊
- 鹿兒島音響測定所
- 長浦・新井地区
- 父島基地分遣隊
- 呉地方総監部からす小島係留所
- 呉地方総監部係船堀地区
- 阪神基地隊
- 仮屋磁気測定所
- 由良基地分遣隊
- 呉教育隊
- 呉警備隊
- 佐伯基地分遣隊
- 呉港務部第3区
- 下関基地隊
- 崎辺地区
- 奄美基地分遣隊
- 平瀬地区
- 舞鶴警備隊
- 新潟基地分遣隊
- 第1術科学校
- 第1術科学校大原訓練場

(3) 航空自衛隊

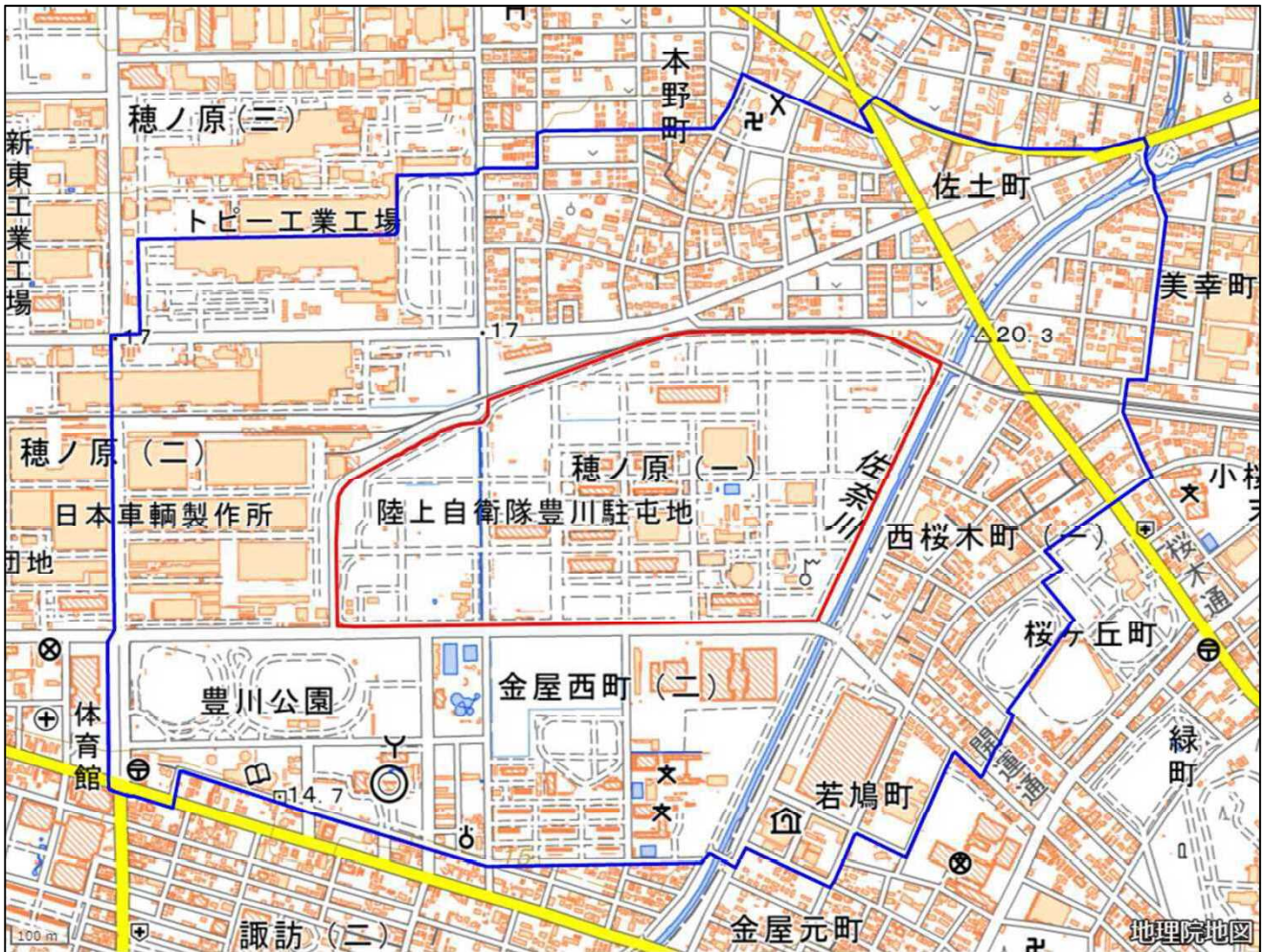
- 熊谷基地
- 武山高射訓練場長井統制地区

陸上自衛隊豊川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	愛知県豊川市	穂ノ原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県豊川市	開運通（次の図面に示す部分に限る。）、金屋西町（次の図面に示す部分に限る。）、金屋元町（次の図面に示す部分に限る。）、小桜町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ヶ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、桜木通（次の図面に示す部分に限る。）、佐土町（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪（次の図面に示す部分に限る。）、西桜木町、穂ノ原（次の図面に示す部分に限る。）、本野町（次の図面に示す部分に限る。）、美幸町（次の図面に示す部分に限る。）及び若鳩町
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊豊川駐屯地周辺地域

(愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

(施設名) 陸上自衛隊 豊川駐屯地	(所在地) 愛知県豊川市 穂ノ原1丁目1番地	(管理者) 豊川駐屯地司令	(問い合わせ先) 0533-86-3151 内線：3233
-------------------------	------------------------------	------------------	-------------------------------------

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その**周辺地域**（周囲約300m）
の上空における**ドローン**等の飛行は、
原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated **Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities** under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



約300m

ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。**

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPを
ご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省